

佐賀県告示第二百四十四号

漁業災害補償法第百十八条第三項の規定による一定の水域（平成十七年佐賀県告示第二十八号）及び漁業災害補償法に基づく漁獲共済に係る加入区設定（平成十九年佐賀県告示第四百八十九号）は、廃止する。

平成二十四年九月二十一日

佐賀県知事 古川 康